

魚骨笏（正倉院中倉八七）の来歴

野 尻 忠

一、魚骨笏

正倉院には、魚骨製の古代の笏が二枚現存する。うち一枚は『国家珍宝帳』にも記載がある「大魚骨笏」（北倉一二）で、もう一枚は中倉の第八七号に整理されている「魚骨笏」である。中倉八七の魚骨笏には、次のような銘文がある。^①

延喜五年五月廿日交替実録

「宮」

① ②
いずれの銘も笏の広い側面の一つに墨書され、②は中央付近に太めの筆で大きく、①はその右側に、笏の縦軸に沿って②よりは細筆で墨書される。両者は別筆と目される。

墨書の意味する内容は、②「宮」については全く手掛りがなく、①に關してもよく分からない。ただ、延喜五年（九〇五）五月に何かしらの役職において交替の事務がおこなわれたこと、交替にあたり前任者から後任者への直接の引き継ぎができず、解由状ではなく交替実録による交替手続きがとられたことは読み取れる。国司長官の交替事務の場合、通常は前任者が国内の行政状況を書類や実見等によって示し、後任者がそれを確認すると解由状を作成して前任者

に渡し、引き継ぎが完了する。しかし、前任者の死亡などにより、直接の引き継ぎができない場合、中央から検交替使が發遣されて手続きが進められるか、もしくは次官以下の国司と新任国司長官との間で交替事務がおこなわれる。このとき作成される帳簿が検交替使帳または令任用分付帳で、交替実録帳とも称される。^②

その交替実録という語が、なぜ正倉院の魚骨笏に記されているのだろうか。その他にもこの魚骨笏にはいくつか気になる点がある。第一に、笏は官人が持ち、その一面に「覚え書き」を記す道具であったと言われるが、この墨書も官人が書いたメモなのか。次に、延喜五年の年紀を持つ笏は、正倉院宝物の骨格ができた奈良時代より後に宝庫に入ったことは確実であるが、それはいつごろのことであったか。そして正倉院に入る前はどこにあったのか。さらには、笏の材料として魚骨は普遍的であったか、形状が古代のものとして相応しいか、など。詰まるところ、これが古代の実用の笏なのかどうかを確認したい、というのが本稿の主旨である。

以上に記した疑問をすべて解き明かすことはできないが、何か手掛りが得られればと考えるおこなった作業結果を以下に報告する。まさに「覚え書き」程度のものであるが、ご寛容ねがいたい。

二、正倉院の笏

魚骨製の笏二枚のほかに、正倉院には古代の笏が四枚あり、合計六枚が現存する(表を参照)⁽³⁾。

表うち1・2・3は、いわゆる帳内御物であり、『国家珍宝帳』にはそれぞれ1「牙笏一枚(長一尺三寸二分 本広一寸九分)」、2「通天牙笏一枚(長一尺一寸三分 本広一寸六分)」、3「大魚骨笏一枚(長一尺二寸一分 本広一寸九分)」と記される。4・5が中倉に納められる理由は不詳だが、6は「東大寺前二(天平勝宝□□)」「文人」等の銘文を持ち、類似の銘文が宝庫の伎楽用具に多くみられることから、伎楽用具の一つとして南倉に納められている。

六枚の笏を形態からみると、幅は五センチメートル前後で上部よりも下部のほうが広く、下端部を方形に作り出し、上端に丸みを持たせる点は共通する。縦の長さや幅、厚さも近い数値を示し、同意匠と言える。しかし、表に示した法量を子細にみると、帳内御物である1・2・3は特に縦の法量において一定せず、幅にも差異がある。これに比較すれば、それ以外の4・5・6は、ほぼ同形と言っても良いくらい数値が近似している。

材質に着目してみると、1・2が象牙製、3・5が魚骨製、4・6が木製である。日本古代の制度的な観点から考えると、『続日本紀』養老三年(七一九)二月壬戌(三日)条に、

初令天下百姓石襟、職事主典已上把_レ笏、其五位以上牙笏、散位亦聽_レ把_レ笏、六位已下木笏

とあり、このときから主典以上の官人が笏を持つことになったが、

	名称	所属	縦	横(幅)	厚	材質
1	牙笏	北倉10	39.0	上5.1 下5.5	頂1.3 底1.4	象牙
2	通天牙笏	北倉11	34.9	上4.4 下4.8	頂1.1 底1.2	象牙
3	大魚骨笏	北倉12	35.8	上5.1 下5.7	頂1.3 底1.3	マッコウクジラ
4	木笏	中倉86	36.0	5.1	1.7	散孔材
5	魚骨笏	中倉87	36.0	4.8	1.5	セミクジラ
6	木笏	南倉124	35.7	上5.0 下5.2	1.5	檜か

※単位はセンチメートル

※データは宮内庁正倉院事務所編『正倉院宝物』(全10冊、毎日新聞社、1994~1997年)による。

はないのである。

そこで、日本古代の把笏制度のもとになった唐制を見てみると、『六典』卷四礼部には、

三品已上笏前直、五品已上前直、并用_レ象、九品已上任用_レ竹木、上控下方、男以上聽_レ依_レ爵品_レ執_レ笏

笏の材質には二種あり、五位以上は象牙製、六位以下は木製の笏とする定めであった。その後、把笏の対象範囲は下級官人にも広がっていき、養老衣服令では諸臣の朝服として五位以上に牙笏、六位以下に木笏が規定されている。『延喜式』彈正台でも、

凡五位以上、通用_レ牙笏・白木笏、前直、六位以下官人_レ用_レ木、前控後方

とあり、官人の笏には象牙製と木製のあることがわかる。つまり、史料から窺われる古代官人の把笏制度に、「魚骨」製の笏

とある。『唐会要』卷三十二輿服下によれば、この制は開元八年（七二〇）九月勅によつて定められたものであるが、五品以上の高位者には象牙製、下位官人には竹木が用いられており、やはり魚骨製の笏に関する記述はみえない⁽⁵⁾。

とはいえ、『国家珍宝帳』に「牙笏」と並んで「大魚骨笏」が明記され、そこに木製の笏はみえないことを考えると、制度的な裏付けはないものの、魚骨製の笏は木製のものに比べ、より高貴な人が持つものと認識されていたと思われる⁽⁶⁾。

先述のとおり、官人の把笏制度は中国起源のもので、日本では奈良時代初頭に制度として確立した。その淵源を中国の古典に求めれば、『礼記』玉藻に、

笏、天子以_レ球玉、諸侯以_レ象、大夫以_レ魚須、文_レ竹、士竹本、象可也。（中略）凡有_レ指_レ画於君前、用_レ笏、造_レ受_レ命於君前、則書_レ於笏、笏畢用也、因飾焉。笏度二尺有六寸、其中博三寸、其殺六分而去_レ一。

とあるのをはじめとして、諸書に記述がみられる。これによれば、笏の材質には玉製（あるいは玉で飾ったものか）、象牙製、竹製等があり、笏の用途は、君の面前で何か図示して説明したり、命令を書き留めたりするためのもの、であった⁽⁷⁾。このうち大夫の笏は、サメ鬚で竹を装飾したのも（もしくはサメ鬚文様の竹か）とされており、このあたりから魚骨製という解釈が生まれたのだろうか⁽⁸⁾。

中国の笏制の変遷に関しては、『唐会要』卷三十二輿服下に詳しい記述がある。

武徳四年八月十六日詔、五品已上執_レ象笏、已下執_レ竹木笏、旧制三品已下前挫後直、五品已上前挫後屈、武徳已来、一例上円

下方、其日勅、凡笏、周制七、周礼、諸侯以_レ象、大夫以_レ魚須、文_レ竹。晋宋以来、謂_レ之手板、自_レ西魏後、五品已上通_レ象牙、六品以下兼用_レ竹木、近唯尚書郎執_レ笏、公卿但以_レ手板。後周保定四年、百官始執_レ笏、至_レ晋宣時、内外婦人執_レ笏、其拜俛伏興、俱執之

武徳四年（六二二）の詔により、五品以上は「象笏」、六品以下は「竹木笏」を執ることになった。旧制では三品以上と四品・五品で形態に差異があったが、武徳以降は上円下方の形が統一的に用いられたという。笏には周以来の伝統があるが、晋・宋代からはこれを「手板」と称し、西魏以降は五品以上に象牙製、六品以下に竹木製があてられ、北周の保定四年（五六四）に至つてすべての官人が笏を持つようになった。

武徳以降、上円下方形の笏が全官人に統一的に用いられたが、開元八年に制度改正があり、先掲『六典』の記事にあるように旧制と近い形に戻された。ただし、品によつて差があるのは笏の前後面の形だけで、上端部に丸みがあり下端部を方形とする形状は共通であったと思われる。これは正倉院の笏と同じ形態である⁽⁹⁾。

三、宝物目録にみられる笏

先述したとおり、問題の魚骨笏には延喜五年の年紀があり、それ以降に正倉院に入ったと思われる。そこで、これが正倉院関係の宝物目録にいつ頃から現れるのかを確認しておかなければならない。が、各種目録のなかで、この魚骨笏であると明確に特定できる記述は、『奈良の筋道』⁽¹⁰⁾にしか見出せなかった。すなわち、その明治五年

八月十四日条には次のようにある。

ね印箱 南六号

葛箱 身計 一 黒塗鏡筥 大小 七 外三

(中略)

骨笏 一 延喜五年 黒漆冠桶 一

(下略)

ね印の箱に、葛箱や黒漆鏡箱をはじめとする宝物が納められ、そのなかに延喜五年銘の骨笏一枚も含まれていた。この目録を基点に江戸時代の宝物目録へと遡っていきたいところだが、魚骨製の笏についてはいずれにも記述がない。何か手掛りがあればと考え、現存六枚の笏がどのように記されているかを、列記してみた。

建久四年(一一九三)『東大寺勅封藏目録』⁽¹¹⁾

(木地厨子一脚) 象牙笏三隻

(朱漆韓櫃廿六合のうち一合) 象牙笏一隻(納筥)

慶長十七年(一六二二)『東大寺三藏御宝物御改之帳』⁽¹²⁾

(笏の記載なし)

寛文六年(一六六六)『三藏宝物目録』⁽¹³⁾

(笏の記載なし)

元禄六年(一六九三)『東大寺正倉院開封記』⁽¹⁴⁾

(南御倉下之壇) (よ合文) 長持壺荷之内 象牙之尺壺本

(南御倉下之壇) (二合文) 長持壺荷之内 象牙尺壺本

(中之倉下之壇) (に新合文) 長持壺荷之内 象牙尺二本

天保四年(一八三三)『正倉院御宝物目録』⁽¹⁵⁾

(中御倉) 一に 長持一箇内 象牙笏 二本

(南御倉) 一こ 長持一箇内 象牙笏 一

(南御倉) 一よ 辛櫃一箇 象牙笏 一本

明治五年(一八七二)『奈良の筋道』

(ね印箱 南六号) 骨笏 一 延喜五年

(常印 櫃 南七号) 通天牙笏 一

(わ印 南廿四) 牙笏 二

右の一覧からみると、宝庫に納められる笏の数は、建久四年から明治五年まで、一貫して四枚であった。⁽¹⁶⁾天保四年までの目録は四枚すべてを牙笏とし、明治五年の目録では三枚が牙笏、一枚は骨笏であるとすると、ところが、前章で述べたように、現在の正倉院に牙笏は二枚しかない。そうかと思えば、現在の正倉院には木笏が二枚あるのに、これに言及する目録はない。魚骨笏についても、明治五年の目録で一枚の存在が確認できるだけで他の目録には一枚もみえないが、現在の正倉院には二枚ある。

いずれも完全な目録ではないため、こういった不審な点が生じるのは仕方のないことで、笏以外の宝物でもこうした例は多々ある。つまり、この方法からでは、魚骨笏が(木笏も)いつから正倉院にあるのか、明らかにできないのであった。

四、古代寺院の笏

とはいえ、この魚骨笏が延喜五年以降に正倉院に入ったことは確実である。正倉院宝庫の管理、宝物の出入等の歴史的経緯から考えて、もとは東大寺の什物であったものが入庫した可能性が高い。そこで次に、この笏(帳内御物を除く三点の笏すべて)が東大寺に収納さ

れていた状況について考えてみる。

まず、古代の史料に笏がどのように現れるか、寺院関係を中心に整理しておく。

奈良時代では『国家珍宝帳』のほか、いわゆる買新羅物解のなかに購入品として「牙笏」がみられ⁽¹⁷⁾、寺院関係では天平十九年(七四七)の大安寺伽藍縁起并流記資財帳に「合雜物式拾捌種」として掲げられたなかに、「銀爵壹枚」「牙爵拾枚」「爵」は笏のこと⁽¹⁹⁾がみえる。

平安時代に入り、延暦七年(七八八)の年紀を持つ多度神宮寺伽藍縁起并資財帳⁽²⁰⁾には、樂具を列記したなかに、

骨笏壹枚(長一尺二寸二分、厚四分、広一寸六分)

がある。貞観十五年(八七三)の広隆寺資財帳⁽²¹⁾には、「法物章」のなかに、

骨笏式枚 一枚(長一尺二寸、広一寸七分)

一枚(長一尺二寸四分、広二寸)

が挙げられ、これは寛平二年(八九〇)の広隆寺資財交替実録帳⁽²²⁾にも同内容で引き継がれている。延喜五年(九〇五)の観世音寺資財帳⁽²³⁾には「仏物章」に、

牙笏壹枚(長一尺一寸四分)

があり、嘉保元年(一〇九四)の同寺資財帳⁽²⁴⁾にも同じ牙笏が第一韓櫃の納物として記される。さらに、長元元年(一〇二八)の上野国交替実録帳⁽²⁵⁾には、群馬郡定額寺の弘輪寺の項に呉樂具が列記され、そのなかに、

醉胡王笏陸枚

が挙げられているが、長元元年時点では存在しなかったと注記され

る。

以上をまとめると、古代の寺院には骨笏(多度神宮寺・広隆寺)や牙笏(観世音寺)が普通にあり、笏の用途がはっきりしている多度神宮寺と上野国弘輪寺の場合は、いずれも舞樂の用具であった。広隆寺と観世音寺の資財帳では、舞樂用具を列記した部分とは異なる章に笏が記されるので、舞樂以外に使用される笏が寺院にあったことも確かだが、少なくとも、呉樂(伎樂)の醉胡王が持つという舞樂用具の笏は、古代の寺院に広く存在したとみて良いだろう。もし正倉院の魚骨笏や木笏が、もと東大寺の什物であったとすれば、前掲の諸例に鑑みて、舞樂用の笏であった可能性も検討する必要がある。

ここで、舞樂において笏がどのように使用されたのかを簡単に整理しておきたい。奈良時代に隆盛した呉樂(伎樂)では、先掲の上野国弘輪寺に醉胡王の笏があったことくらいしか史料にみえないが、唐樂では『教訓抄』巻第二に、案摩の曲で、腰に笏を差して舞う「左笏」という作法がみえる。高麗樂では同じく『教訓抄』巻第五・巻第七に、新鳥蘇・古鳥蘇・蘇利古などの樂曲で、腰に笏を挟んで舞う作法がみえる。このように、笏は舞樂の場面ではよく用いられるものであった⁽²⁶⁾。

すでに二章で述べたように、正倉院にある六枚の笏のうち木笏一枚(表の6)は、その銘文から伎樂用具と判断され、そのように分類・整理されている。また、表中に法量を掲げて示したとおり、4・6の三枚の笏はほとんど同大である。そして平安時代初期の多度神宮寺には、樂具として骨製の笏が間違いなく存在した。したがって、正倉院の魚骨笏も、もとは舞樂用の笏であった可能性が高いのではないだろうか。

五、墨書銘の内容

すると問題になるのは、魚骨笏に残された墨書銘の意味である。

官人の持つ笏であれば、延喜五年におこなわれた何かしらの政務の場で、国司交替の案件を備忘のために記した可能性もある。しかし、舞楽用具となれば、書記の媒体として使用されることはないだろう。銘文が残されるとすれば、木笏（表の6）のように笏の使用年月日、あるいは使用者（役どころ）、使用場所、製作の由来などを書くことが多いと想像される。

では、この銘文はどのように考えられるか。銘文の「延喜五年」「交替」と、もと東大寺にあったことをキーワードにすると、延喜五年に東大寺の別当（道別当）が交替していることが注目される。これは前任者死亡にともなう交替で、このとき新しく別当になった戒撰（八四三〜九〇八）の任牒が東南院文書に残されている⁽²⁷⁾。

太政官牒 東大寺

伝灯大法師位戒撰（年六十五、臈冊四）専寺

右、左大臣宣、件法師宜_レ補_二彼寺別当権律師道義死闕之替_一者、寺宜_二承_レ知_一、依_レ宣行之、牒_二到_レ准_レ状_一、故牒。

延喜五年三月十七日正六位上行左少史越智直（自署）牒

参議左大弁從四位上兼行讚岐権守紀「朝臣」

「奉行 三月廿七日

別当 都維那「離世」

上座「良惟」

寺主「義勢」

また、『東大寺別当次第』⁽²⁸⁾の当該部分には、

傳灯大法師道義^{卅五}

昌泰元年八月八日官符（年六十六、臈四十八、花嚴宗、本寺平仁

已講弟子、濟棟峽満替）

（中略）

寺務六年^(七カ)（昌泰元・二・三、延喜元・二・三・四） 五年卒

傳灯大法師戒撰^{卅六}

延喜五年三月十七日符（年六十五、法相宗、本寺。道義死闕替）

とあり、延喜五年に別当在任のまま没した道義（八三七〜九〇五）の替わりに、同年三月十七日の太政官牒によって戒撰が別当に補任されたことがわかる。

古代の官人交替の制度は、史料の残存状況から国司に関して特に研究が深化している。しかし、交替事務は国司に限られることなく、中央の官司でも当然おこなわれていたし、寺院別当の交替時にも、官人の交替に近い形の事務手続きがおこなわれていた。牛山佳幸氏の研究によれば⁽²⁹⁾、寺院の別当・三綱に交替の事務手続きが義務づけられたのは貞観十二年（八七〇）⁽³⁰⁾のことで、『延喜式』等から知られる交替の手続きは、中央官司と基本的に同様のものであった。すなわち別当の交替は、後任者と三綱が署判を加えて発行する（前任者に与える形をとる）解由状によっておこなうのを基本とし（『延喜式』玄蕃寮）、何か問題があって解由状を与えられない場合は後任者・三綱とともに前任者も署判を加えた不与解由状により、前任者死亡等の場合は検交替使の立ち会いによるか（そのとき検交替使帳が作成される）、または任用（三綱）と後任者の間での交替手続きが取ら

れた(そのとき令任用分付帳が作成される)と推定される。

こうした交替事務によって作成された文書の実例を、牛山氏が挙げられたもののなかからいくつか紹介すると、仁和四年(八八八)の東寺解由状⁽³¹⁾は、前任別当の神忠が任期満了により同年四月十一日に解任になったのにもなつて、後任別当の真然および三綱の署判のもと五月二十四日付で発行された解由状(控え)である。また、先に触れた寛平二年(八九〇)の広隆寺交替実録帳は、前任の玄虚の死去により、同年十月八日に良照が後任の別当に補任され、交替事務にあたり作成された文書である。承平元年(九三一)十一月二十七日の日付を持つ神護寺交替実録帳⁽³²⁾写も、延長六年(九二八)十二月十九日に死去した前任の観宿に替わり、同月三十日に後任として仁樹が補任された際に作成された交替公文で、牛山氏は令任用分付帳ではないかと推定している。『東大寺要録』には、「永観二年分付帳」なる文書が数箇所引用されるが、これは永観二年(九八四)に前任の湛照に替わり、同年二月二十三日の太政官牒により寛朝が補任された際に作成された分付帳と考えられ、牛山氏はこれについて、不与解由状の可能性が高いとされている。

こうした実例の存在から分かるように、律令官司に準じた寺院別当・三綱の交替制度は、実際に運用されていた。牛山氏によれば、制度が成立した貞観十二年から十世紀末頃までは、この制度が着実に実行されていたという。本稿で問題となっている延喜五年は当然そのなかに含まれるし、東大寺においてその交替事務が実際に起こなわれていたことは、先述した「永観二年分付帳」のような文書の存在からもうかがわれる。

以上を踏まえると、魚骨笏に記された「延喜五年五月廿日交替実

録」は、同年の道義死没にもなう戒撰の別当補任にあたって、檢交替使の立ち会い、もしくは三綱との間でおこなわれた交替手続きに関わる記述と考えて良いのではないだろうか。

六、別当補任牒から交替事務完了まで

この笏の銘文を、これまで述べたように道義に替わって戒撰が別に補任された事実と関連づけようとする場合、問題となる点がある。それは、戒撰は延喜五年三月十七日の太政官牒によって補任されたが、銘文は二箇月以上後の五月二十日の日付となっていることである。これについては、以下に述べるような理由から、補任は三月十七日であったが、交替事務に時間を要し、実録帳の完成が五月二十日になったと考えて良いと思われる。

制度面から見ると、⁽³³⁾前章で述べたとおり、寺院別当の交替手続きは律令官司に準じるものであった。官司に関しては、『続日本紀』天平宝字二年(七五八)九月丁丑(八日)条に、

先是、国司交替、未_レ有_レ程期、仍令_レ明法博士論定、明法曹司言、遷任国司、向_レ京期限、依_レ倉庫令(中略)謹案_レ選叙令云、凡職事官、患_レ経_レ百廿日不_レ癒者、解_レ官者。准_レ是而論、官符到後、百廿日内、付_レ歸_レ京。若_レ必_レ過_レ限者、申_レ官請_レ裁。違_レ此停留、灼然合_レ解(下略)

とあり、交替の事務は、国司を任命する官符が到着してから二十日以内に完了することが初めて規定された。その後、交替制度はたびたび改正されているが、百二十日以内という期限が基本的に踏襲された。⁽³⁴⁾中央官司については、『類聚三代格』卷五交替并解由事所収

の天長三年（八二六）十月七日太政官符に、六十日という期限が示されてお⁽³⁵⁾り、国司が百二十日、中央官司六十日という規定は、次の『延喜交替式』まで引き継がれた。

凡外官任訖、給^二仮装束^一、（中略）、但長官除^三装束行程^一之外、百廿日為^二交替限^一、在京諸司限^三六十日^一

諸寺別当の交替事務が律令官司に準じるものだとすれば、後任別当の補任から百二十日以内（ないし六十日以内）に手続きを終了することが求められたはずである。もし戒撰が延喜五年三月十七日に補任され、交替事務の完了が五月二十日だったとすれば、百二十日以内は軽くクリアするし、六十日の期限が適用されたとしても若干それを超える程度で、ほぼ期限いっぱいと言える。

次に、右のことを実例からみていく。前章でも少し触れた仁和四年（八八八）の東寺の例では、前任別当の神忠が同年四月十一日に任期満了となり、真然が後任の別当に就任した。その解由状（注31参照）には、

東寺 案

与^三前都維那伝灯満位僧神忠^一解由之事

右、依^三元慶八年四月廿三日符^一任之、仁和四年四月十一日得替解任、仍与^三解由^一如^レ件、

仁和四年五月廿四日 都維那伝灯満位僧「寿仁」

別当権大僧都法眼和尚位「真然」

伝灯大法師位「峯斨」

上座伝灯大法師位「延高」

寺主伝灯大法師位「峯秀」

とあり、解由状の発行は五月二十四日となっている。真然が別当に

補任された太政官牒は残っていないが、前任別当が解任された四月十一日から間もなくのことであろう。たとえば承平元年（九三二）の神護寺交替実録帳写（注32参照）の例では、十二月十九日に死去した前任の観宿に替わって同月三十日に仁樹が補任されている。死没という急時でも素早く次の別当が補任されており、任期満了のように解任がはじめから予定されている場合は、前任の解任と同時に新任が補任されたはずである。つまり、東寺の例では、前任別当が四月十一日に任期満了を迎え、まもなく新任別当が補任されたとして、解由状の発行は五月二十四日であったから、その間は約四十日となり、六十日の規定だったとしても守られていることになる。

また、『東大寺要録』には「永観二年分付帳」という文書が数箇所⁽³⁷⁾に引用されているが、これが湛照から寛朝への別当交替にともなう文書であることは前章で述べた。「永観二年分付帳」の具体的な内容については不詳だが、その逸文である可能性のある文書が『東大寺要録』雑事章に収められているので、付言しておく必要がある。

一、大仏殿納物

金銅大毘盧舍那仏像一躰

金色脇士菩薩像二躰

彩色四天王像四躰

繡曼荼羅二鋪

右天平勝宝元年四月八日、始造^三挟土二菩薩像^一。東観音、尼信勝。西方虚空蔵、尼善光造。天平宝字二年戊戌五月廿七日、造^三四天王像大曼荼羅^一、別有^三銘文^一。

大火鑪一口（台八足、火舎足跡有^レ八、而見在四又上狛犬蓋。所司等

陳云、別当平崇任中、為^三少盜^一被^レ取云々）

銅鉢六口（二口大仏御料、四口四王御料）

同輪二口

（中略。品名列記部分）

金鼓一口（亘三尺、在「南中門」）

永観二年五月二日

大仏殿の備品を網羅的に列記する点や、「大火鑪」の注記にみられるように過去の記録と現状との異同に注意が払われている点など、交替公文や寺院資財帳の要素をそなえており、これが「永観二年分付帳」の一部である可能性は十分にある。⁽³⁸⁾一方で、物品名の記述のみに終始して奥の年月日に至り文書として完結する点などは、長大な帳簿になることが多い交替実録帳や寺院資財帳とは異質であるし、また、この文書が五月二日に作成されていることも気になる。言うまでもなく五月二日は聖武天皇の命日であり、東大寺では毎年この日に大仏殿で齋会を営むのが恒例となっていた。⁽³⁹⁾大仏殿の納物が、他の日ではなく、あえて五月二日に書き上げられているのは、この年中行事にあたって備品の検査がおこなわれたことを示すだけでなく、別当の交替事務とは無関係の可能性もある。結局のところ、この文書の性格を断定することはできないのだが、仮に別当の交替にかかわるものだとすると、後任の寛朝は同年二月二十三日付の太政官牒で補任されているので、七十日程度で交替公文を完成させていることになる。

「永観二年分付帳」については以上のように留保条件が付くが、前述した東寺の事例で、別当の補任から交替事務の完了までに二箇月弱かかっていた。魚骨笏に記された「交替実録」の日付が、戒撰の別当補任の約二箇月後であることは、両者の関連性を推察させる。

やはり、この銘文にある「延喜五年五月廿日」の日付は、同年に別当在任のまま没した道義の後をうけ、三月十七日の太政官牒によって別当に補任された戒撰の交替事務が終わり、その結果作成された実録帳の年月日とみるのが妥当と思われる。

七、結語

ほとんど推定ばかりに終始したが、魚骨笏の銘文について一応の仮説を述べるに至った。議論が散漫になったので、要点をまとめるとともに、この銘文が書き込まれた経緯について、さらなる憶測を最後に述べておくことにしたい。

正倉院中倉の魚骨笏は平安時代以降に宝庫に入ったが、もと東大寺の什物であったとすれば、寺院に收藏された笏であること、宝庫にある伎楽用の笏と形状や大きさがほぼ一致すること等から、舞楽用である可能性が高い。そして、銘文に記された延喜五年五月二十日は、同年三月十七日に東大寺の別当に補任された戒撰の交替事務が終了した日付であり、そのとき作成された実録帳の物品リストに、この魚骨笏が掲載されていたものと思われる。

その実録帳が、ある時代まで東大寺に伝来していたのだろう。同時に、由来の分からなくなった「宮」銘を持つ笏も寺庫に伝来していた。あるとき、この笏が延喜五年の実録帳に所載のものであることに、誰かが気づき、その照合（同定）の結果を笏本体に書き記したのではないだろうか。たとえば、実録帳に「宮」銘のあることが注記されていたとすれば、同定も容易であったことだろう。

こうした別当交替時の交替文書は、延喜五年のものに限らず、い

くつも作成されたはずである。ある時期までは数種類が伝来していたかもしれない。たまたま、その痕跡が魚骨笏に残されたために、我々は延喜五年の実録帳の存在を推測できるのである。

ただし、物品本体にこうした交替実録帳との照合結果を墨書した例は、他に皆無であることが、本稿の唯一にして最大の弱点である。

【注】

- (1) 松嶋順正『正倉院宝物銘文集』(吉川弘文館、一九七八年)
- (2) 『延喜式』勘解由使にみえる「実録帳」は、検交替使帳と対比的に用いられ、「令任用分付帳」を意味することが多いが、吉岡真之「検交替使帳の基礎的考察」(同著『古代文献の基礎的研究』、吉川弘文館、一九九四年、初出一九七五年)が指摘するように、「実録帳」で検交替使帳を意味する場合もある。この点について、菊地礼子「令任用分付実録帳と交替実録帳」(『古代文化』二七ノ四、一九七五年)は、「実録帳」は検交替使実録帳と令任用分付実録帳の両者の略称であり、特に「交替実録帳」と称する場合は検交替使実録帳の略である、とする。また、牛山佳幸「諸寺別当制の展開と解由制度」(同著『古代中世寺院組織の研究』、吉川弘文館、一九九〇年)は、両者は検交替使による交替か、任用との間での交替か、という手続きの相違を示すだけで、どちらも正式名称は「交替実録帳」であるとする。
- (3) 関根真隆『奈良朝服飾の研究』(吉川弘文館、一九七四年)本文編三〇一〜三〇四頁にも、正倉院の六枚の笏が整理され、同様の表が作成されている。なお、関根氏は、魚骨笏の銘文①を「延喜五年五月廿日□□□□」と読み、「交替実録」の部分は釈読されていない。
- (4) 日本での把笏制度の変遷については、野村忠夫「官人的把笏についての覚書」(『続日本紀研究』一二八号、一九六五年)を参照した。
- (5) 『唐会要』と『六典』を比較すると、「拙」は「屈」と同義で用いられ、窪んだ状態を意味すると思われる。「上挫下方」が正倉院の笏と同じ形を示しているとすれば、「挫」は丸みを持たせた状態を意味することに。したがって、開元八年制の全体は、三品以上が前面(手に持ったとき相手から見える面)を窪ませ、後面(自分から見える

面)を平滑につくった笏、四品・五品は前面を窪ませて後面は左右の縁部から中央へ向かって膨らみ(丸み)を持たせた笏を用い、六品〜九品の笏には前後面の形状の指定がなく、以上の九品官人が持つすべての笏は、上端に丸みを持たせ、下端を方形に作り出す形であった、という内容になるうか。

- (6) 宮内庁正倉院事務所編『正倉院宝物1 北倉I』(毎日新聞社、一九九四年)二六六頁も同様の見解をとる。

- (7) 引用文後半の「笏度二尺有六寸…」以下の部分は解釈が難しいが、新釈漢文大系『礼記』中(明治書院、一九七七年)は古注に基づいて、笏の長さは二尺六寸、中央の幅は三寸、末端の幅は中央幅より六分の一を減じた二尺五寸になるように殺いでいき、天子・諸侯の笏は上端に向かつて殺ぎ、大夫・士の笏は下方へ向かって殺ぐ、との解釈をとる。

- (8) 『春秋左氏伝正義』卷五桓公二年伝の「珽」の語に付けられた疏文(唐・孔穎達)に、「大夫与士笏俱用竹、大夫以魚須飾之、士以象骨為飾」とあり、士の持つ笏は竹を象骨で飾ったものである、とする説もあつたことがわかる。

- (9) 平安時代の例になるが、道明寺天満宮(大阪)に所蔵される伝菅公遺品(国宝)のなかに含まれる「木笏」は、縦三六・〇センチメートル、横五・八センチメートルで上円下方形を呈しており、正倉院の笏と同意匠で、大きさも近似する。

- (10) 米崎清実『蛭川式胤』(奈良の筋道)『中央公論美術出版』、二〇〇五年)

- (11) 『続々群書類従』第十六雑部、四二頁。

- (12) 『続々群書類従』第十六雑部、五五頁。

- (13) 玉井家文書『庁中漫録』七「椰馬跡名勝志添上」所収。奈良県立図書情報館架蔵の写真版に拠る。

- (14) 『続々群書類従』第十六雑部、七八頁。なお、この元禄六年の目録は、手に持つ笏をモノサシの尺と同字で表記する。そのため笏と尺との見分けが難しいが、次の天保四年の目録と対照し、提示部分を手に持つ笏の記述と判断した。一覧から分かるように、元禄六年と天保四年とは、宝物とそれを納める箱(櫃)の構成にほとんど異同がないのに対し、元禄六年より前の建久四年の目録、および天保四年の次の明治五年の目録には相違が多い。

- (15) 『続々群書類従』第十六雑部、一二〇頁。
- (16) 元禄六年と天保四年の目録には、四枚のほかにもう一枚、笏の記述がある。それは、元禄六年目録「南御倉下之壇」の「〔わ合文〕長持耆荷之内」に「象牙尺ノ類一ヶ〔長一尺、横一寸二分、銘文アリ〕」、天保四年目録「〔南御倉〕一わ 長持一箇内」に「象牙笏類 一〔長一尺、横一寸二分、銘文（下略）〕とあるもので、これは現在、中倉六四に整理されている「金字牙牌」のことである。牙牌の法量は縦二九・四センチメートル、幅三・五センチメートル、厚一・二センチメートルで、表に「平城宮御宇中太上天皇恒持心経」、裏に「天平勝宝五年歳次癸巳三月廿九日」の銘が金字で記される。この牙牌が「笏」と捉えられていた時期もあったのである。
- (17) 『大日本古文书』編年文書第三卷、五八一頁。
- (18) 『大日本古文书』編年文書第二卷、六二四頁。
- (19) 後論と関わるためここで注記しておく、大安寺伽藍縁起并流記資財帳では、別に「大唐楽」や「伎楽」の項目も立てられているが、それらに笏（爵）の記載はみられない。
- (20) 『平安遺文』二〇号。『多度町史』資料編一（二〇〇二年）に所載の釈文および写真版を参照。
- (21) 『平安遺文』一六八号。川尻秋生「広隆寺資財帳及び広隆寺資財交替実録帳について」（『古文書研究』三十一号、一九八九年）の釈文も参照。
- (22) 『平安遺文』一七五号。『大日本史料』第一編補遺（別冊一）。なお、この文書は、検交替使帳または令任用分付帳であり、原本成立と同時に間もなくの時期に作成された寺院側の手控え、と考えられている（川尻秋生「資財帳と交替公文」同著『日本古代の格と資財帳』、吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九九〇年）。
- (23) 『平安遺文』一九四号。『大日本史料』第二編第三卷。
- (24) 『平安遺文』一三六八号。『大日本史料』第三編第四卷。『大日本古文书』家わけ第十八東大寺文書之五、二九四頁。
- (25) 『平安遺文』四六〇九号
- (26) 小野亮哉監修、東儀信太郎代表執筆『雅楽事典』（音楽之友社、一九八九年）の各項目を参照。
- (27) 東南院文書第一櫃第二卷。『大日本古文书』家わけ第十八東大寺文書之一、二二頁。
- (28) 『新修国分寺の研究 第一卷 東大寺と法華寺』（吉川弘文館、一九八六年）所収。
- (29) 牛山佳幸「諸寺別当制の展開と解由制度」（注2論文）
- (30) 『日本三代実録』同年十二月二十五日条に、「諸大寺并有封寺別当三綱以四年為秩限、遷代之日、即責解由、（中略）又諸寺以別当為長官、以三綱為任用」とあり、別当や三綱は四年を任期とすること、律令官司に準じて別当を長官、三綱を任用（第二、四等官）として交替制度を運用することが示されている。
- (31) 『平安遺文』一七七号。『大日本史料』第一編第一卷。
- (32) 『平安遺文』二三七号。『大日本史料』第一編補遺（別冊四）。
- (33) この部分の記述にあたり、福井俊彦『交替式の研究』（吉川弘文館、一九七八年）を参照した。
- (34) ただし、長官を除く次官以下の任用国司の交替期限は、後述のとおり六十日。
- (35) 次官以下の交替期限は三十日。
- (36) 諸寺別当の交替期限が国司に準じるか京官に準じるかについては、明確な規定がない。しかし、東大寺別当補任の官牒には、ほとんど必ず文書の奥に三綱等による奉行文言が書き加えられており、これは国司の任符と共通する。国司任符の奉行文言は、新任の国司長官が現地に到着した際、赴任先の任用国司によって加えられるものであり、法的にはこれを以て交替の基準日としたようである。京官の場合は任官の日を交替日としたので、奉行の日付が文書本体の日付より遅れること多い東大寺別当補任官牒の場合は、任官日≠交替日ではなく、着任日を以て交替日とされたと考えられ、交替の期限に関しては国司に準じる運用がなされたとみて良いのではないだろうか。なお、現存する国司任符と国司交替制度との関連については、市大樹「国司任符に関する基礎的考察」（『古文書研究』四七号、一九九八年）三七頁に詳しく論じられ、着任の儀式と奉行文言とが重要な意味を持ったことは、同論文三五〜三六頁に記述があり、参照した。また、石田実洋「東大寺道別当任牒の基礎的考察」（『正倉院文書研究』七号、二〇〇一年）は、東大寺別当任牒の場合、奉行文言は寺院における「拜堂」の儀式と関連すると推定する。
- (37) 「永観二年分付帳」が引用されるのは、『東大寺要録』諸院章の「南阿弥陀堂」と「羅索院」の項であり、同章「千手堂」に引用される「湛照僧都分付帳」も同じものを指している。これらを見ると、「永観二年

分付帳」は堂舎ごとに収納品を列記する帳簿であったことが推測され、この書式は、後に引用する雑事章の「大仏殿納物」と共通する。

- (38) 例えば、福山敏男「信貴山縁起絵巻に見ゆる建築」(同著『日本建築史の研究』、桑名文星堂、一九四三年、初出は一九三九年)四九五頁の「大仏殿に関する記述は、本史料が「永観二年分付帳」であることを前提にしており、この見解はすでに同氏「大仏殿碑文に就いて」(『考古学雑誌』一二二―一二三、一九三二年)の注六にみえている。なお、同見解は、『日本絵巻物全集2信貴山縁起』(角川書店、一九五八年)所収の福山氏の解説(解説編の三二頁。一九七六年の新修版にも再録)や、『日本絵巻大成4信貴山縁起』(中央公論社、一九七七年)の図版解説(一一〇頁、佐和隆研氏執筆)でも踏襲されている。

- (39) 『東大寺要録』諸会章に、「五月／＼二日御齋会(於大仏殿行之)縁起云、伏尋法会興由、掛畏建立大伽藍大檀主、勝宝感神聖武皇帝、以去天平勝宝七年五月二日、玉輿移於花藏宝刹、金蓋納於淨満蓮台、自而以降、永期日月、遠限天地、開心地玄門、結戒藏軌綱、毎年今日、令講梵網奥旨、弥增花藏界万徳而已(文)。(下略)」とある。

※史料の引用にあたっては、特に注記しない限り、左記の刊本に拠った。

- 『日本三代実録』、『延暦交替式』、『延喜交替式』、『類聚三代格』
…新訂増補国史大系
- 『続日本紀』…新日本古典文学大系(岩波書店、一九八九―一九九八年)
- 『養老令』…日本思想大系3『律令』(岩波書店、一九七六年)
- 『教訓抄』…日本思想大系23『古代中世芸術論』(岩波書店、一九七三年)
- 『東大寺要録』…筒井英俊校訂本(国書刊行会、一九七一年、初版は全国書房、一九四四年)
- 『六典』…広池千九郎校注、内田智雄補訂本(三秦出版社、一九九一年)
- 『唐会要』…中華書局刊行(一九九五年)
- 『礼記』…『十三経注疏』(上海古籍出版社、一九九七年)

(のじり) ただし/当館学芸課研究員)